

# 鳥取大学体育会漕艇部部則

## 第1章 総則

- 第1条 当部は鳥取大学体育会漕艇部と称す。
- 第2条 当部は部員相互の緊密な連帯の中で、ボートの技術向上に努めると共に心身の錬成をはかり良き社会人となることを目的とする。
- 第3条 当部は鳥取大学在学中の学生部員を持って構成し、部長、顧問、監督を置く。
- 第4条 当部は鳥取市湖山町南4丁目101番地鳥取大学に置く。
- 第5条 部員は当部則に従うことを義務とする。

## 第2章 入部及び退部

- 第6条 当部への入部は主将に入部届を提出しなければならない。
- 第7条 退部者は主将に退部届を提出しなければならない。
- 第8条 休部者は主将に休部届を提出しなければならない。
- 第9条 長期間の無届け休部部員に対し、部会の決議により部会名で退部勧告を出すことが出来る。
- 第10条 第9条の適用で退部勧告を受けた部員は勧告後10日以内に異議の申し立てができる。

## 第3章 部会及び決議

- 第11条 部会は当部の最高議決機関である。
- 第12条 部会は当部部員によって構成され部員の過半数の出席をもって成立する。
- 第13条 部会は主将が必要と認めるときまたは部員の3分の1以上の要請により主将が召集する。
- 第14条 議長、書記は主将がこれを指名し出席者の過半数の承認を必要とする。
- 第15条 議会は出席部員の過半数をもって成立する。
- 第16条 重要議会は出席部員の過半数をもってこれを指名し出席部員の3分の2以上の賛成をもって成立する。

## 第4章 役員会

- 第17条 当部は次の役員を置く。  
主将1名 副将若干名 主務1名 会計2名 副務1名
- 第18条 役員選出方法は部会決定による。
- 第19条 役員は役員会を構成する

- 第20条 役員会は部会に次ぐ権限をもち当部の運営にあたる。
- 第21条 役員会は主将が召集する。また役員の有請があるときは否定できない。
- 第22条 主将は必要に応じて役員以外の部員を役員会に出席させることができる。
- 第23条 役員任期は次期納会までの1ヶ年とする。

## 第5章 会計

- 第24条 部員は部費その他必要経費を納めなければならない。
- 第25条 部費必要経費は部会で決定される。
- 第26条 会計年度は役員任期に準ずる。
- 第27条 会計報告は年1回以上行わなければならない。
- 第28条 休部中は部費を納めなくてもよい。

## 第6章 活動

- 第29条 当部は第2条の目的達成のために次の活動をする。
- 大会参加 親睦試合 合宿 練習 その他

## 第7章 細則

- 第30条 当部員は次の事柄に注意すること。
- ・ 礼儀を正すこと
  - ・ 時間を大切にすること
  - ・ 艇、オール、工具等を大切にすること
  - ・ クルーの一員としての責任を常に自覚すること
  - ・ 健康状態は各自責任を持って留意管理すること
  - ・ 水上ではコックスに絶対服従のこと

## 第8章 附則

- 第31条 当部則改訂には部会において全部員の3分の2以上の支持による。
- 第32条 当部則は昭和44年4月1日より施行する。